青山　昭一　坪　忠三
加藤　惠　菊池　睦雄
幡野　昌利
正六位に叙する（各通）
青木　秀雄　大塚　正広
小林　知則　齊賀　利男
高橋　伸介　名取　和夫
山崎　秀人　山本　忠司
従六位に叙する（各通）
早川　利夫　山本　修
正七位に叙する（各通）
古城　俊秀
清水　久
布目　勇
従七位に叙する（以上五月一日）
上田　喜計
雪竹　功
熊本　哲之
従四位に叙する
山口　武司
東　淳
従五位に叙する（各通）
鈴木　國夫
桑原　敬
米村　末俊
田中三知雄
正六位に叙する（各通）
鈴木　宣夫
天羽　孝治
船山　英明
藤田　慎介
従六位に叙する（各通）
奈良　守康
小杉　幸三
正七位に叙する（各通）
會津　善宏
林　一道
従七位に叙する（以上五月二日）
小西新右衛門
（電気通信大学名誉教授）
正四位に叙する
従五位に叙する
小宮　富郎
田上　宏
増田　義一
三浦　安親
正六位に叙する（各通）（以上五月三日）
下郡山信夫
従三位に叙する
（国立大学法人職員）
松本　歩
従五位に叙する
郡司　武夫
常増　壽雄
正七位に叙する（以上五月四日）
市川　宜克
正六位に叙する
鈴木　文男
従六位に叙する（以上五月五日）
内海　重一
正六位に叙する（五月七日）
大橋　増雄
田渡　成信

○叙勲

上野　泉
旭日小綬章を授ける
熊谷　義行
旭日単光章を授ける（以上四月三十日）
堀江　清
佐藤　衛俊
旭日単光章を授ける（各通）（五月一日）
市川　宜克
旭日双光章を授ける（五月五日）
祖慶　良順
大橋　正雄
通事　安明
横山　眞之
瑞宝双光章を授ける（各通）
古賀　嘉運
石村　洋一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月三十日）
菊池　睦雄
加藤　惠
青山　昭一
幡野　昌利
小林　知則
古城　俊秀
早川　利夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
大塚　正広
飯嶋　菊次
山本　修
高橋　伸介
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月一日）
藤田　慎介
鈴木　國夫
會津　善宏
山田　尚孝
米村　末俊
船山　英明
瑞宝双光章を授ける（各通）
鈴木　宣夫
小杉　幸三
久木原和治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二日）
増田　義一
瑞宝双光章を授ける（五月三日）
松本　歩
（国立大学法人職員）
瑞宝双光章を授ける（五月四日）
松岡　郁雄
常増　壽雄
瑞宝双光章を授ける（各通）（五月五日）
鈴木　文男
瑞宝小綬章を授ける（五月六日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年五月三十日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

田北　太　甚田　隆康　中川　輝
池田　典義　寺田　信義　辰野　俊治
坂本　裕子　清水美知雄　星野又右衛門
清水　芳雄　芹川　晴彦　田村　功

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

英国人
セバスチャン　アモーリー　ヒラリオン　イザード

褒章条例第一条により紺綬褒章を贈与する

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年五月三十日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

吉田　正敏　高倉　政喜　荒井三千男
田澤　サタ　山藤　法子　藤倉　英幸
森田　佳志　村山　勇

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年五月三十日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

多田　修人　水野　正子　堀口　靖之
市川　幹雄　里見　治　山口　智英
佐藤　茂　吹田　文明　福原　義春
小原　勉　梶原　徳二　梶原千代子
飯田　時生　肥後留太郎　出口　京子
松井　利夫

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

土屋雄二郎　山田　春雄
四方　祥樹　馬渕　隆一

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年五月三十日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

濱崎　寛　田中　孝
飯塚　真玄　三村　正之

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年五月三十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

鎌田建設株式会社
株式会社森下組
田中産業株式会社
常陽建設株式会社
株式会社足利フラワーリゾート
藤井電工株式会社
金剛株式会社
相生設計株式会社
エスティ工業株式会社
株式会社荻原製作所
株式会社ペック
白石建設株式会社
ヤマハ株式会社
株式会社テイケイシイ
一丸ファルコス株式会社
有限会社グランデュール
吉原産業株式会社
有限会社栄工業所
株式会社勝浦ホテル三日月
東京都民共済生活協同組合

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年五月三十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故栗田悦二遺族　栗田　慎一
故古川浩遺族　古川　裕士

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年五月三十日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故亀山紀子遺族　高橋　洋子
故柴崎ミチ江遺族　柴崎　博
故木股健二遺族　木股　倫子

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける（各通）

賞杯

自ら進んで社会に奉仕する活動に従事したので、平成三十年五月三十日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故中英樹遺族　中　康了

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

○返上の請願

勲六等　山下　勉
単光章　相川　逸雄
双光章　大塚　健司
小綬章　城野　欣也

勲章返上の請願の件許可された（各通）　山下　勉

褒章返上の請願の件許可された（以上五月二十九日）